

## 違反車両ゼロの道路に向けて！

～【第8回】一般国道9号で特殊車両の**指導取締**を実施します～

浜田河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、島根県警察と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

つきましては、違反車両撲滅を目指し、今年度第8回目の指導取締を以下のとおり実施しますのでお知らせします。

- 日 時： 令和3年12月2日（木）13：30～15：30  
※ 雨天等により取締を中止する場合があります。
- 場 所： 一般国道9号（下り）<sup>はまだしひなしちょう</sup>浜田市日脚町地内（別紙－1参照）
- 協 力 機 関： 島根県警察 浜田警察署
- 指導取締内容： 通行許可書の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反があれば、警告等の指導を行います。（別紙－2参照）
- 留 意 事 項： 報道解禁は、指導取締終了時刻の15時30分とします。  
※ 当日取材は可能です。事前に下記問い合わせ先（取締担当）へご連絡をお願いします。  
※ 指導取締を行っている時のカメラ撮影は可能です。

### 今年度第7回（11月19日）指導取締状況及び結果

実施路線	取締場所	取締台数	許可台数	違反台数
国道9号	浜田市 <sup>みすみ</sup> 三隅町	6台	4台	2台



※特殊車両通行許可制度については別紙－3をご参照ください。

問い合わせ先： 国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所

副 所 長 <sup>ひらにし くにしろ</sup> 平西 邦裕  
 （取締担当） 道路管理課建設専門官 <sup>はら こういちろう</sup> 原 幸一郎

TEL 0855-22-2480（代表）

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

### 1) 取締り箇所位置図



### 2) 取締り箇所詳細図



出典: 国土地理院「地理院地図(電子国土Web)」  
加工: 浜田河川国道事務所

## 令和3年度の指導取締結果

	実施日	取締台数	違反台数	違反内訳			備考
				無許可	経路違反	許可証不携帯	
第1回	令和3年6月3日	2台	0台	0台	0台	0台	浜田市日脚町 ひなし
第2回	令和3年6月24日	6台	2台	2台	0台	0台	浜田市三隅町 みすみ
第3回	令和3年7月14日	6台	1台	1台	0台	0台	浜田市久代町 くろ
第4回	令和3年9月8日	2台	0台	0台	0台	0台	浜田市日脚町 ひなし
第5回	令和3年10月5日	4台	2台	2台	0台	0台	浜田市久代町 くろ
第6回	令和3年10月29日	3台	1台	1台	0台	0台	浜田市日脚町 ひなし
第7回	令和3年11月19日	6台	2台	1台	0台	1台	浜田市三隅町 みすみ
	合計	29台	8台	7台	0台	1台	

## 指導取締実施状況

島根県警により取締箇所へ該当車両引込 通行許可証の提示要請・目的地等の聴取



車両重量計測・寸法計測(幅)



車両寸法計測(長さ)



車両寸法計測(高さ)



通行許可証の確認



違反車両には警告書を出す



**警告書** 令和3年6月11日

氏名 氏名  
住所 住所  
電話番号 電話番号

違反内容 違反内容

違反日時 令和3年6月11日 15時10分

違反場所 秋田県秋田市

違反内容 無許可

違反場所 秋田県秋田市 秋田県

その他

重大な違反には減載・走行中止等措置命令書発出



**措置命令書** 平成30年10月1日

氏名 氏名  
住所 住所  
電話番号 電話番号

違反内容 違反内容

違反日時 平成30年10月1日 15時10分

違反場所 秋田県秋田市 秋田県

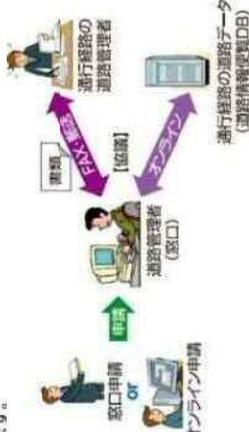
違反内容 通行条件違反(通行許可証違反)

違反場所 秋田県秋田市 秋田県

その他

## 【特殊車両通行許可】申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された道路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道路事務所)を一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することもでき、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



### 【ポイント】

- ▶ 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。  
(行政書士に代明申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- ▶ 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最大2年まで。
- ▶ 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

## 【特殊車両通行許可】で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に速度が低い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります! 申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立ててください。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の積重でも許可できない場合があります。

## 中国地方整備局【特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

## 特殊車両関係情報サイト

提供内容	提供者	URL
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	<a href="http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html">http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html</a>
全国の道路規制情報	特車運用事務局	<a href="http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html">http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html</a>
各県・政令市等の窓口	特車運用事務局	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index0000012.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index0000012.html</a>

荷主・運送関係の皆様へ  
大型車両の  
適正な通行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?  
道路法に基づき定められた  
必要な手続きです





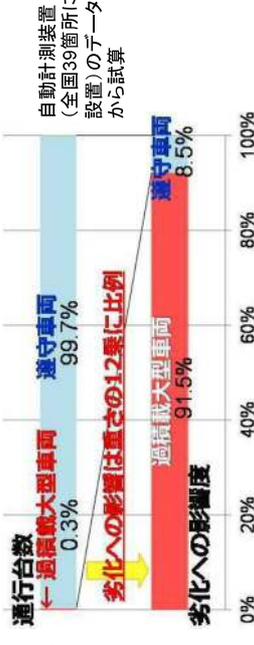
# (参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

## 背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。※車両総重量20tを超える違反車両

⇨ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

【図 道路橋の劣化に与える影響】



**基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇨現地取締りで違反を確認した場合(レッドカード)**

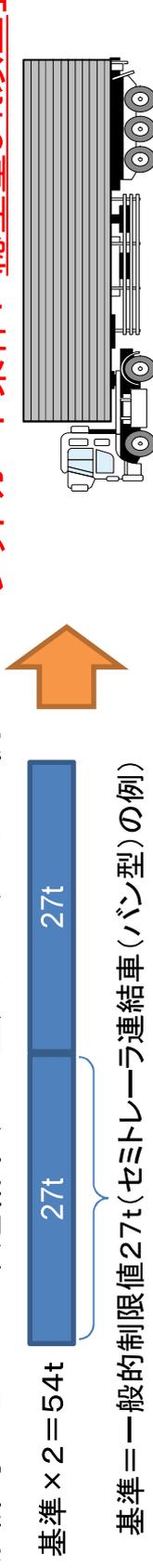
## 告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

## ◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例



※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合には、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

## 告発による罰則

○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等